

# 国民健康保険に加入している方へ

問合せ 保険年金課国民健康保険G  
☎24-1113

## 令和4年度国民健康保険税納税通知書 (第3～第10期本算定)を7月中旬に発送

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を送付します。前年中の所得、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに送付します。

### 令和4年度から国民健康保険税の限度額が変わります

国民健康保険税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分(40～64歳)の3区分からなります。

令和4年度からは、下記のとおり引き上げます。

なお、介護分の限度額については17万円に変更ありません。

医療分の限度額 63万円→65万円  
後期高齢者支援金分の限度額 19万円→20万円



### 特別徴収について

次の全てに該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入している
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法への変更ができます

持ち物 被保険者証、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印、またはキャッシュカード

### 減免制度について

次のような事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

- ①災害により居住する家屋が被害を受けた場合
- ②世帯主および国保加入者の所得が劇的に減少する見込みの場合
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合 など

詳しくは、7月中旬送付の国民健康保険税納税通知書に同封する書類をご覧の上、ご相談ください。

### 非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇い止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

持ち物 被保険者証、雇用保険受給資格者証、個人番号が分かるもの

### 保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がないため大変便利です。

市役所窓口では、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します(一部金融機関を除く)。

### 国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険税を長期間滞納すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となる場合があります。

### 高齢受給者証をお持ちの方へ

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証(白色)を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものです。受診するときは被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

なお、自己負担割合は、令和4年度の市・県民税課税所得金額により決定しているため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、問い合わせ先へ返却してください。





## 後期高齢者医療 被保険者証

## の有効期限にご注意ください

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(日)です。

新しい**被保険者証(赤茶色)**を7月中旬にお送りしますが、有効期限は**9月30日(金)**までとなっていますのでご注意ください。

10月1日(土)から一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担3割)を除き、医療費の窓口負担割合が1割から2割になるため、**9月中旬に改めて被保険者全員の方に被保険者証(青色)を送付します。**

ご自分の負担割合が変更になるかどうかは、2回目に送付する被保険者証でご確認ください。

※被保険者証は簡易書留で郵送しますが、転送不要郵便のため、転送の手続きをされている方は、お届けできません。

※保険料に未納がある方は、納付相談を行い被保険者証の交付をします。

### 7月中旬送付(1回目) 被保険者証(赤茶色)



**有効期限** 8月1日(月)～9月30日(金)

### 9月中旬送付(2回目) 被保険者証(青色)



**有効期限** 10月1日(土)～  
令和5年7月31日(月)

制度に  
関する  
ご質問

## あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570-011-558

7月11日(月)～12月28日(水)

午前8時45分～午後5時15分にお問い合わせください。

### 年間の保険料額を通知します

後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関やコンビニ等でお支払いください。

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

## 生涯学習センターを利用してみませんか



**所在地** 我原町字椋木5番地

**利用時間** 午前9時～午後9時30分

**休館日** 月曜日(祝日の場合は開館)、年末年始  
(12月29日～1月3日)

**受付時間** 午前9時～午後4時45分

**その他** 利用申込、使用料などの詳細は、市ホームページまたは下記へお問い合わせください。

**問合せ** 生涯学習センター ☎24-1187

この施設は、生涯学習の場として研修会や会議など人数に合わせて利用できる会議室と日本間を設け、さらに講演会などに利用いただける小ホールもあります。また、健康づくりのためのスポーツ活動の場として、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球などが楽しめる体育室やテニス、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフなどの競技が行える庭球場や屋外運動場があります。

町内会の会合から企業の会議、商談、各種相談会の会場や、家族、同好会などのレクリエーションにご活用ください(感染症対策として、施設の利用制限を設ける場合があります)。

※大ホールは令和2年10月1日から閉鎖

## がん患者の ウィッグ・乳房補整具の 購入費用を助成します

がん患者の方の治療と社会参加の両立を支援するため、助成事業を行います。

**対象者** 次の全てに該当する方

- ①津島市に住民登録がある
- ②がんと診断され、がん治療に伴う脱毛や乳房切除により、ウィッグや乳房補整具が必要
- ③過去に県内市町村から同様の助成を受けていない

### 対象品・助成金額

- 購入費用の2分の1以内(上限あり)
- ・医療用ウィッグ 3万円上限
  - ・乳房補整具 5万円上限
- ※助成は1人につき各種1回限り。

**申請期限** 購入後、1年以内(令和4年4月1日以降の購入品が対象)

**申請方法** 所定の申請書に必要書類を添付の上、下記へ。

**問合せ** 健康推進課成人保健G ☎23-1551



## 国民年金保険料の 免除制度および猶予制度

**問合せ**  
保険年金課医療・年金G  
☎24-1114

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者(納付猶予は、本人と配偶者)の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

**手続き** **免除周期** 毎年7月～翌年6月

**受付** 令和4年度分…7月から

過去2年間遡及の場合…随時

### 持ち物

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・令和2年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証(1年以上遡及の場合別途必要の場合有)

### その他

- ・災害などが理由の場合は、その事由発生の前月分からです。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能です。

免除制度は、毎年申請が必要です。  
ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

### 免除・納付猶予の 対象となる所得の目安

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円(※1) (※1)令和2年度以前は22万円
4分の3免除	88万円(※2)+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 (※2)令和2年度以前は78万円
半額免除	128万円(※3)+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 (※3)令和2年度以前は118万円
4分の1免除	168万円(※4)+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 (※4)令和2年度以前は158万円
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円(※5) (※5)令和2年度以前は22万円

区分	月額 保険料	受給資 格期間	受け取る年金額の割合		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入 されます	8分の4	6分の2	10年以内
4分の3 免除	4,150円		8分の5	6分の3	※3年度目以降に 追納する場合は、 当時の保険料額 に経過期間に応 じた加算額が上 乗せされます。
半額免除	8,300円		8分の6	6分の4	
4分の1 免除	12,440円		8分の7	6分の5	
納付猶予 (50歳未満)	0円		0		

### 保険料免除・ 保険料納付猶予制度

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。



# 介護保険のお知らせ

問合せ 高齢介護課介護保険G  
☎24-1117



## 介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額の平準化を行います

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を「仮徴収」、10月・12月・2月を「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

※平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

**対象** 特別徴収の方で、「仮徴収の額」と「本徴収の額」に大きな差が生じることが想定される方

※対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します。

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

※平準化の実施にあたり、個人での手続きは必要ありません。

## 介護保険負担限度額認定証の更新は8月末までに

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により利用者負担が軽減されます。**負担限度額認定証(若草色)**をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月末までに申請が必要です。

現在負担限度額認定を受けている方には、7月上旬以降に更新申請書を送付します。減額の適用開始期間は8月1日からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

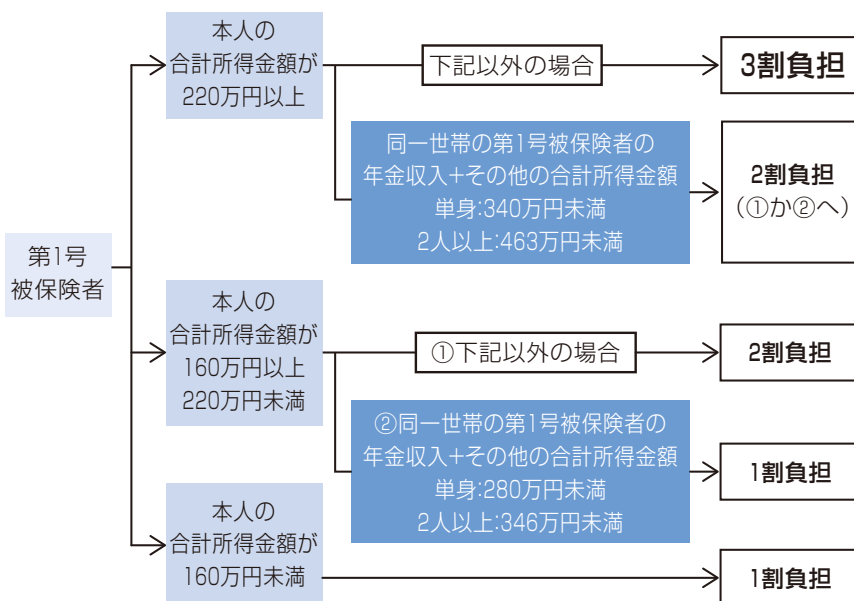
※ただし、申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができなくなります。

**受付** 8月31日(水)までに問い合わせ先へ。

## 介護保険負担割合証を送付します

現在、お持ちの負担割合証(さくら色)の有効期限は7月31日です。8月1日から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

### 負担割合判定フロー



※第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担

# いつ来るか分からない 災害に備えましょう

問合せ 危機管理課危機防災G  
☎55-9594



この地域の特徴として、土地の標高が海水面より低い海拔ゼロメートル地帯であり、日光川は住居がある土地よりも高いところを流れる「天井川」であることがあげられます。そのため、大雨になれば浸水の危険度が非常に高い地域と言えます。

災害から身を守るためには、日ごろから各ご家庭での防災対策を話し合い、市が発表する避難情報や避難所開設の情報を適切に受け取り、早めの行動をとることが重要です。

## 「防災ほっとメール」などの情報の活用を!

市では避難情報を発令した場合に携帯電話のメール機能を使って、確実に情報を受け取ることができる「防災ほっとメール」を運用しています。

また、LINEでも災害情報を配信しています。携帯電話等で二次元バーコードから登録をお願いします。



▲防災ほっとメール



▲LINE

(表示されたアドレスに空メールを送信してください)

メール機能がない携帯電話へのSMS配信サービスや、携帯電話をお持ちでない方には、防災情報を固定電話やFAXへ配信するサービスも実施していますので、問い合わせ先へご連絡ください。

併せて「エフエムななみ」(FMラジオで77.3MHz)は、災害時には海部地域の防災情報を放送します。

他に情報を入手できる方法として、市ホームページやクローバーテレビのL字放送があります。

## 防災・減災の意識を!

市では第3日曜日を家庭防災の日としており、月に1回ご家庭で防災・減災について話し合うための啓発手段として、「防災情報カード」を配布しています。このカードには、洪水や地震が発生した際の心得や普段からご家庭で準備・点検しておきたいものをまとめた防災対策チェックリスト等が記載されています。また、日ごろから洪水時の浸水想定等が記載された「防災ハザードマップ」で、危険な箇所や避難所の位置を把握しておきましょう。

防災情報カードや防災ハザードマップは、市ホームページからダウンロードできます。

## 飛散防止フィルム貼付の申請受付

災害時、窓ガラスが割れた際の破片の飛び散りを防ぐために、無償で飛散防止フィルムの貼り付けを行います。

**対象** 市内の住宅にお住まいの世帯

**貼付枚数** 1世帯につき2枚まで(1枚あたり約90cm×約180cm)

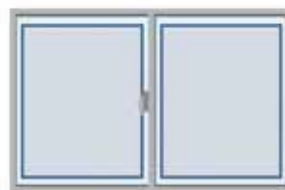
**受付定数** 100件(先着)

**申込** 8月1日(月)～令和5年1月31日(火)に直接問い合わせ先へ。

**その他**

- ・飛散防止フィルム貼付作業は市が委託した業者・団体(業務受託者)が行います。
- ・申請受付後、業務受託者から申請者宅に打ち合わせのお電話をさせていただきます。
- ・賃貸マンションや借家にお住まいの方は、家屋所有者からの了承を得てから申請してください。
- ・当事業はガラスの飛散防止を完全に保証するものではありません。万が一、ガラスの飛散による被害が発生しても、市および受託者は被害に係る賠償責任を負いかねますのでご了承ください。

フィルム貼り付け  
イメージ



## 地震体験車&防災講座

阪神淡路大震災や東日本大震災などの過去に発生した地震の揺れを体験することができる地震体験車(なます号)がやってきます。危機管理課職員による防災講座も開催します。

**日時** 8月21日(日) 午前10時～正午

**場所** 生涯学習センター

**対象** 市内在住・在勤の方

**定員** 30人(先着)

**申込** 7月11日(月)～29日(金)に電話または直接問い合わせ先へ。



## 農業振興に関するご意見をお聞かせください

### パブリックコメント 津島農業振興地域整備計画(案)

市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後の農業振興のための施策を定めた「津島農業振興地域整備計画」を策定します。

この計画をより良くするために、広く市民の皆さんから意見を募集します。

**募集期間** 7月15日(金)～8月15日(月)

**閲覧方法** 産業振興課、神守支所、神島田連絡所の各窓口、市ホームページにおいて閲覧ができます。

**意見の提出方法** 意見のある方は、本編の内容をご確認の上「住所・氏名・電話番号・意見」を明記し、直接または、郵送、FAX、電子メールにより産業振興課へ提出するか、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投入してください。書式は自由です。

**提出先・問合せ** 〒496-8686(住所不要)

産業振興課農政観光G

☎55-9653 FAX 24-9010

✉sangyou@city.tsushima.lg.jp



## 高齢者や介護に関する計画を一緒に作りましょう

### 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員募集

市では、高齢者福祉施策の充実と介護保険制度の円滑な実施を図るため第9期(令和6年度～8年度)高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

この計画は、被保険者の皆さんの意見を反映して策定するため、次のとおり委員を募集します。

**任期** 委嘱日～令和6年3月31日

**募集人員** 2人以内

**応募資格** 次の要件をすべて満たす方

- ・市内在住の40歳以上の方

- ・公職者、公務員、各種団体の長に該当しない方
- ・平日昼間に随時開催予定の会議に出席できる方

**応募方法** 「住所・氏名・年齢・職業・電話番号と応募の動機」を記入の上、「介護保険制度について」と題した作文(文字数などは不問)を添えて、直接または郵送で7月29日(金)(必着)までに下記へ。

**提出先・問合せ** 〒496-8686(住所不要)

高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

## 18歳までの医療費が **無料** になります



令和4年10月1日診療分から子ども医療費助成の対象を拡大します。出生から18歳まで所得制限なく受給できるようになります。

### 申請はお早めに

中学校卒業から18歳までの方で、現在受給者証をお持ちでない方は、申請が必要です。対象のお子さんの家庭には8月初旬にご案内を送りますので、お早目に手続きをしてください。

**問合せ** 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

# 7 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌7日分まで掲載。  
 ※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相 談 名	日 時	場 所	問 合
行政相談	1日、8月5日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
内職相談	7、14、21、28日、8月4日 午前10時～正午、午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456
心配ごと相談	8日 午前9時～正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
弁護士相談(要予約)	5、19日、8月2日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	26日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
高齢者の健康相談	5、12、19、26日、8月2日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	6、13、20、27日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎24-0350
年金相談(要予約)	21日 午前10時～午後3時	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	12日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	6日、8月3日 午後1時～3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	14、20日、8月5日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午、午後1時～4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	22日 午前10時30分～正午	西地区子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	6、7、13、14、27、28日、 8月3、4日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

## 津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数	60,778人(+10)
	男	29,978人(-3)
	女	30,800人(+13)
	世帯数	26,959世帯(+72)
	6月1日現在、( )内は前月比	
市内の交通事故・犯罪 [4月]	事故発生件数	17件(50件)
	うち死亡者	0人(0人)
	犯罪発生件数	27件(104件)
( )内は令和4年中の累計		
市内の火災	4月	0件(3件)
	( )内は令和4年中の累計	
救急車の出勤回数	4月	273件(1,056件)
	( )内は令和4年中の累計	

## 今月の市税や料金など

納期限 令和4年8月1日(月)

固定資産税・都市計画税・・・第2期 国民健康保険税・・・第3期 介護保険料・・・第4期  
 市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金・・・7月分  
 後期高齢者医療保険料・・・第1期

## 市税の今後の納期

	8月	9月	10月
市民税・県民税	第2期	—	第3期
固定資産税・都市計画税	—	—	—
国民健康保険税	第4期	第5期	第6期

## 税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。  
 取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

### 取扱金融機関

いちいち信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中央銀行、東海労働金庫、海部東農協同組合、あいち海部農協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)